

練馬区介護保険住宅改修に関する Q&A

1 申請書類について（工事前の申請）

Q1 【理由書の作成者について】

「住宅改修が必要な理由書」の作成者として認められる者は誰ですか。

（答）作成者として原則的に認められるのは、居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員および地域包括支援センターの担当職員（以下、「介護支援専門員等」という。）です。ただし、やむを得ず介護支援専門員等が理由書を作成できない場合は、以下の資格者の理由書作成を認めています。

その場合は、作成者が介護支援専門員等でない理由を理由書に必ず記載し、工事内容や利用者の心身状況等について、介護支援専門員等と十分に連絡調整を行ってください。

理学療法士（PT）

作業療法士（OT）

福祉住環境コーディネーター2級以上取得者

Q2 【見積内訳書について】

指定の書式はありますか。介護保険対象外の工事も含まれる場合、対象外部分も含める必要がありますか。その他作成上の注意点はありますか。

（答）指定の書式はありませんが、介護保険対象工事と対象外工事とが明確に区分された見積内訳書が必要です。練馬区のホームページに内訳書の雛形が掲載されているので、必要に応じて活用してください。

その他作成上の注意点として、見積書には申請者氏名（フルネーム）、施工業者の名称、住所、連絡先、担当者氏名を最低限記載し、会社印を押印してください。また、ここでいう申請者とは、介護保険住宅改修費の支給対象者である、要介護・要支援認定を受けた被保険者のことを指します。

Q3 【内訳書における、工事項目の振り分けについて】

振り分けについてのルールはありますか。

（答）介護保険対象工事・区委託事業対象工事・保険対象外工事それぞれへの振り分け方について、厳密な規定はありません。工事項目の振り分け方、金額の按分等について不明な場合は、「住宅改修確認審査会担当」に直接お問い合わせください。

（受付日時： 火曜日・金曜日 9：00～12：00 ☎03-5984-4591）

練馬区では、住宅改修に係る書類審査を、福祉・建築等の専門家が所属する NPO 法人に委託しています。書類確認審査は毎週火曜・金曜日の午前中に開催しています。

Q4【承諾書について】

承諾書はどのような場合に提出が必要ですか。

(答)住宅改修の申請者と住宅所有者が異なる場合に、必要となります。

1 申請書類について(工事後の書類)

Q5【請求書について】

介護保険住宅改修費請求書(様式6、第8号様式)に記載する金額を教えてください。

(答)介護保険請求金額を記載してください。ただし、過去に住宅改修費の支給履歴がある場合や、申請者の介護保険自己負担割合が不明な場合等により介護保険請求金額が不明であれば、空欄でも構いません。

例)工事代金が30万円、申請者の介護保険自己負担割合が2割、過去に支給履歴がない場合、介護保険請求金額は16万円となります。(支給限度額は、介護保険自己負担割合分を含めて20万円で、20万円を超える分は全額申請者の負担となります。この例の場合、申請者が実際に負担する金額は、介護保険自己負担割合分の4万円と20万円を超えた分の10万円を合わせた14万円となります。)

Q6【領収書について】

領収書の宛名が被保険者本人以外でも認められますか。また、保険対象外工事を行った場合に、領収金額に含める必要がありますか。

(答)領収書の宛名は、見積書の宛名と同様に申請者本人(フルネーム)以外では認められません。また、保険対象外工事が含まれる場合は、対象外部分を含めた金額で領収書を作成し、別途工事費の内訳書を添付してください。発行される領収書は複数枚でも構いません。ただし、高齢者自立支援住宅改修給付を併用している場合には、同制度の公費負担額を除いた金額を申請者本人から領収してください。

これは、同制度の公費負担額は施工業者に支払われるため、申請者から公費負担額を徴収することによる代金の二重徴収を防ぐためです。

Q7 領収書の提出について

領収書は原本の提出が必要ですか。

(答)原本の提出が必要です。

なお、ご提出いただいた領収書は、窓口申請では領収書の内容を確認した後お返しします。郵送申請でご提出いただいた領収書は、後日「介護保険住宅改修費支給決定通知書」と併せて申請者にお返しします。

2 申請手続について

Q 8 【申請種類、方法について】

住宅改修を行う場合、申請にはどのような種類がありますか。また、申請方法を教えてください。

(答) 申請者が立替えた金額を還付する「償還払い方式」と、施工業者が立替えた金額を還付する「受領委任払い方式」の2種類あります。申請については償還払いが原則ですが、工事代金の一時負担が困難等の場合には、受領委任払いの申請も可能です。

申請の種類によって書類が一部異なるので、ご注意ください。

・償還払い用申請書ダウンロードリンク

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/kaigohoken/service/juutakukaisyuuhi.html>

・受領委任払い用申請書ダウンロードリンク

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/kaigohoken/service/juutakukaisyuuhijury.html>

また、申請は窓口(介護保険課給付係または地域包括支援センター)もしくは郵送にて受け付けています。

Q 9 【業者要件について】

練馬区で介護保険住宅改修の申請を行う際の、施工業者の要件はありますか。

(答) 償還払いで申請する場合、特に要件はありません。

受領委任払いで申請する場合は、練馬区と契約した業者が要件となります。

練馬区と契約している業者については、地域包括支援センターもしくは介護保険課給付係までお問い合わせください。

Q 1 0 【入院(入所)中の申請について】

申請者が入院(入所)中の場合に、住宅改修の事前申請は可能ですか。

(答) 介護保険住宅改修費は在宅サービス費です。このため、退院(退所)後の在宅生活に備えて、前もって改修が必要であれば、入院(入所)中の事前申請は可能です。

申請方式については償還払い、受領委任払いのどちらでも可能ですが、事後申請は必ず申請者が退院(退所)して自宅に戻られた後に行ってください。

もし、事前申請をした後、結果的に退院(退所)できなくなった場合には、住宅改修費の支給はできませんのでご注意ください。

Q 1 1 【認定申請中の事前申請について】

次の場合、住宅改修の事前申請は可能ですか。

1) 介護認定新規申請中

2) 区分変更申請中

(答)償還払いで申請する場合は、1)2)のどちらも受付可能です。ただし、受領委任払いで申請する場合は、いずれも受付できません。

なお、高齢者自立支援住宅改修の申請については、1)2)どちらの場合も受付できませんので、要介護・要支援認定申請の結果が出た後での申請をしてください。

3 その他

Q12 【工事内容に変更が生じた場合について】

住宅改修の事前申請確認後、工事内容に変更が生じた場合、再申請は必要ですか。

(答)事前申請の内容に変更が生じた場合は、原則として再申請が必要です。ただし、変更が軽微であれば(手すりの取付け高さ変更、ブラケット等の材料変更等)、事後申請時の差し替え対応が認められる場合もあります。

事前申請承認後に工事内容の変更が生じた場合は、必ず練馬区 介護保険課 給付係住宅改修担当に連絡してください(03-5984-4591)。

Q13 【一住宅に申請者が複数いる場合について】

一住宅に申請者が複数いる場合、支給限度額の管理はどうなるか。また、工事費の按分は認められますか。

(答)支給限度額管理は申請者ごとに行われるため、例えばそれぞれ要介護認定を持つ夫婦が申請する場合は、 $20 \times 2 = 40$ 万円が支給限度額になります。

また、同一製品・同一項目の工事について、申請者ごとに費用を按分した申請は認められません。申請者ごとに製品、工事項目を分けて(妻:1階廊下手摺 夫:階段手摺、浴槽)いれば認められます。

Q14 【支給限度額がリセットする要件について】

住宅改修費の支給限度額（20万円）がリセットされるのはどのような場合ですか。

（答）住宅改修費の支給限度額がリセットされるのは、次の2つの場合です。

「介護必要の程度」の段階が3段階以上上がる場合 1回のみ

住民票上の住所地移動があり異動、転居した場合

を表にまとめると以下のとおりです。

「介護必要の程度」の段階区分	要介護状態区分		
6	要介護5	最初の着工時点での介護度	リセットされる場合の介護度
5	要介護4		
4	要介護3		
3	要介護2	旧要支援、要支援1	要介護3～5
2	要介護1、要支援2	要支援2、要介護1	要介護4～5
1	要支援1	要介護2	要介護5

については、あくまで介護度が著しく高くなった場合の規定です。したがって、介護度が3段階以上下がった場合は、当然に支給限度額リセットの例外は適用されません。

Q15 【高齢者自立支援住宅改修費の支給額リセットについて】

高齢者自立支援住宅改修費は、介護保険住宅改修費と同様に支給額のリセットは適用されますか。

（答）高齢者自立支援住宅改修費については、支給限度額のリセット要件はありません。介護度が著しく高くなる場合や、転居があった場合にも、過去の支給履歴があればそれを支給限度額から控除した金額が給付されます。

また、介護保険住宅改修費および高齢者自立支援住宅改修費の支給申請については、回数制限は設けられていません。したがって、支給限度額内であれば複数回の申請が可能です。

Q16 【新規申請中の方が事前申請をし、その後認定結果が非該当になった場合について】

要介護・要支援認定の新規申請中の方が、介護保険住宅改修事前承認申請をし、承認を得た。その後認定結果が非該当となった場合、改修費用は保険適用外となりますか。

（答）介護保険住宅改修は要支援・要介護認定者を対象とした制度です。したがって、認定結果が「非該当」の方は、介護保険住宅改修費の支給を受けることはできません。

ただし、施工業者が「高齢者自立支援住宅改修協定業者」に該当し、かつ申請者が基本チェックリストの一定基準を満たす場合、「高齢者自立支援住宅改修 予防給付」制度の対象となります。この場合、高齢者自立支援住宅改修事前承認申請を、介護保険住宅改修事前承認申請日に遡って収受したとみなします。

介護保険の住宅改修給付の対象になるのか、高齢者自立支援住宅改修（予防給付）の対象になるかについては、下表にてご確認ください。

	要支援・要介護 認定の結果	基本チェック リスト（健康長寿 チェックシート）	施工業者が自立支 援住宅改修協定業 者である。	介護保険 住宅改修	高齢者自立支 援住宅改修 （予防給付）
1	要支援 1 以上 に該当			対象	対象外
2	非該当	一定基準 に該当	該当	対象外	対象
3	非該当	一定基準 に該当	非該当	対象外	対象外
4	非該当	一定基準 に該当 せず		対象外	対象外

一定基準とは、次の と 両方を満たす人です。

基本チェックリスト 6-10 における得点が 3 点以上

基本チェックリスト 1-20 における得点が 10 点以上